

# 国際教養大学留学規程

平成 20 年 4 月 1 日  
理事長 決定  
規程 第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学（以下「本学」という。）学則（以下「学則」という。）第 4 1 条第 1 項及び第 4 9 条第 1 項に規定する留学に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 学則第 4 1 条第 1 項に規定する外国の大学とは、本学と学術交流協定を締結した大学（以下「提携大学」という。）とする。

(申請)

第 3 条 別に定める留学要件を満たし、留学の許可を受けようとする者は、所定の申請期限までに留学申請書その他必要な書類を、事務局国際センターに提出しなければならない。

(留学先選考会議)

第 4 条 本学学生の留学先大学に関する事項を審議するため、留学先選考会議を置く。

2 留学先選考会議は、領域長をもって組織する。ただし、留学先選考会議が必要と認めるときは、その他の教職員を加えることができる。

3 留学先選考会議の議事録は、国際センターにおいて作成回覧し、留学先選考会議が確認するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、留学先選考会議に関し必要な事項は、留学先選考会議が定める。

(留学先の決定)

第 5 条 留学先大学は、留学先選考会議での選考に基づき、学長が決定する。

(留学の手續等)

第 6 条 留学先大学が決定した者は、留学前に、領域長が指名する担当教員に相談の上、留学中に履修する科目について、履修計画の承認を受けなければならない。

2 留学先大学から入学許可証を受け取った者は、所定の期日までに査証（滞在許可証）、留学先大学での住居の申込、予防接種証明書、海外旅行保険加入、航空券購入その他留学に必要な手續を自己の責任により行わなければならない。

3 留学に出発する者は、出発前に、所定の誓約書を事務局国際センターに提出しなければならない。

4 留学先大学が指定する宿泊施設以外に居住しようとする者は、本学に所定の申請書を提出しなければならない。

(留学期間中の在学年限)

第 7 条 学則第 4 1 条第 1 項及び第 4 9 条第 1 項に基づく留学の学籍上の扱いは「在学」とする。この場合、留学期間は学則第 2 7 条に規定する在学年限に算入する。

2 留学期間は、特に事情があると認められる場合、学則第 4 1 条第 1 項に規定する留学期間のほか、1 年を限度とし留学の延長を認めることができる。ただし、延長した期間は、休学と扱う。

(留学終了の届出)

第8条 留学を終了した者は、速やかに帰国し、帰国後1月以内を目処に事務局国際センターに復命するとともに、所定の留学報告書を提出しなければならない。

(単位認定の手続き)

第9条 留学先大学で取得した単位の認定を希望する場合、帰国後速やかに所定の申請書その他必要書類を事務局教務課に提出しなければならない。

2 前項の単位認定は、教育研究会議で行う。

(授業料)

第10条 学則第41条第1項による留学に係る授業料は、留学先大学との協定に基づき、本学へ納付するものとする。

2 一部の提携大学への留学に係る授業料は、本学への年間授業料のほか、留学先大学と本学の授業料の差額を「留学負担金」として本学に納付しなければならない。

3 学則第49条第1項による留学に係る授業料、その他留学に係る経費は、学生個人の負担とする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、教育研究会議の議を経て、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に留学を終了した者又は現に留学中の者については、この規程に定める手続を経て留学が認められたものとみなす。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 第6条の規定は、改正後の規定にかかわらず、グローバル・ビジネス課程及びグローバル・スタディズ課程に在籍する者については、なお従前の例による。